

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

香川県警察本部長 吉田和彦

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～6 略				1～6 略			
7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第22条の3第1項 略			7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第22条の3第1項 略		
	第28条第1項及び第2項	略			第28条第1項及び第2項	略	
					<u>第28条の3第2項</u>	<u>勤務延長の期限の延長に係る人事委員会に対する承認の申請（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第2項）</u>	<u>勤務延長の期限延長承認申請書（職員の定年等に関する規則第1号様式）</u>
	第29条第1項	略			第29条第1項	略	
	第39条第2項～第49条第3項 略				第39条第2項～第49条第3項 略		
(1)～(7) 略				(1)～(7) 略			
				<u>(8) 職員の定年等に関する規則（昭和60年香川県人事</u>	<u>第5条第1項</u>	<u>勤務延長職員の異動に係る人事委員会に対する承認の申請</u>	<u>勤務延長職員の異動承認申請書（第2号様式）</u>
				<u>第6条第1項</u>	<u>退職後1年を経過した者の再任用に係る人事委員会に</u>	<u>再任用承認申請書（第3号様式）</u>	

(8)・(9) 略
8～36 略

委員会規則第1号)	第9条	対する承認の申請	
		勤務延長、再任用等実施状況の人事委員会に対する報告	勤務延長、再任用等の状況報告書(第4号様式)
(9)・(10) 略			
8～36 略			

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。